

ハイライト:

- ・株券不発行制度が導入される予定です。
- ・平成25年4月からは65歳までの継続雇用が義務化されます

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

梅雨の入りがそろそろ聞かれる頃となって参りました。
第18号では、今期国会に法案が提出されている電子公告制度、株券不発行制度及び65歳までの継続雇用の義務化について解説しました。
内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

目次:

ご挨拶	1
65歳までの継続雇用の義務化	1
電子公告および株券不発行制度	2

65歳までの継続雇用の義務化

今国会に法案が提出されている「65歳までの継続雇用の義務化」とは、65歳までの雇用を確保するために、65歳未満の定年の定めをしている事業主に対して、平成18年度から、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度の導入(希望する者に対しては定年後も引き続いて雇用を継続する制度)、③定年の定めの廃止、のいずれかの措置を講ずることを義務づけるものです。

ただし、いきなり平成18年度から65歳までの雇用延長等を義務づけるのではなく、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢にあわせて、平成25年度までに段階的に引き上げていくこととされています。また、②の継続雇用制度の導入は、原則として希望者全員を対象とするのですが、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めたときには、その基準に該当する労働者のみを対象とすることも認められています(例えば、資格等級〇号棒以上など)。さらに、継続雇用後の労働条件についても特に設けられていません(例えば定年時の賃金水準を維持するなど)。(*)年度は当年4/1~翌年3/31まで

<延長年齢>	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
62歳	→							
63歳		→						
64歳			→					
65歳				→				

さらに、労使協議の締結に努力したけれども協議がうまくまとまらなかった場合には、大企業は18年度から3年間、中小企業は5年間について、労使協定ではなく就業規則等の定めにおいて対象労働者の基

準を定めてもよいこととされています。つまり対象者を会社が定めることが可能ということになっています。

電子公告制度・株券不発行制度

電子公告制度及び株券不発行制度は第159回通常国会に提出され、可決成立しました。施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

<株券不発行制度>

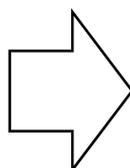
従来会社は、株券を発行するのが原則であり、株主が株券の所持を望まない旨を会社に申し出た場合に限り、株券の発行を行わないことができ、その記載または記録を株主名簿に行うこととされていました。しかし改正後は定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるようになり、会社の決定で株券を発行しないことが可能になります。この結果その会社の株式の移転は、取得者の氏名および住所を株主名簿に記載または記録しない限り、第三者に対抗することができなくなります。また、株式の譲渡制限のある会社は、株主の請求がない限り株券を発行することを要しなくなります。

<従来>

株券

を発行するのが原則

ただし株主から申し出があれば
発行しなくてもOK



<改正後>

定款に記載すれば ~~株券~~ 発行しなくてOK

定款に、株主の譲渡につき取締役会の承認が必要と
記載されている会社は株主が要求しなければ

~~株券~~ を発行しなくてOK

<電子公告制度>

従来は、株式会社の公告は計算書類の公告を除き、原則として官報・日刊新聞紙に掲げる方法によることとされていましたが、今後は「電子公告」＝「電磁的方法により不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態におく措置を執ること」により行うことができるようになりました。

電子公告を公告の方法とするには、定款に電子公告を公告の方法とする旨の記載または記録を行い、登記を行う必要があります。また、その電子公告期間中、不特定多数のものが情報の提供を受ける状態におかれているか否かにつき、調査機関の調査を受けなければなりません。

現在は会社法制の現代化が検討されています。主な3つの項目は

- ①片仮名文語体から平仮名口語体への改正
 - ②用語の整理および解釈等の明確化
 - ③商法・有限会社法・商法特例法等の各規定を1つの法律にまとめ、再編成する
- となっています。今後もしばらく法律の改正動向からは目が離せないようです。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区
岸町7-9-19

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-cpa@jcom.
home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。